

第 8 回「世界半導体会議 (WSC)」共同声明

(2004 年 5 月 13 日 : 韓国、釜山)

欧州半導体産業協会 (ESIA)
(社) 電子情報技術産業協会 (JEITA)
韓国半導体産業協会 (KSIA)
米国半導体工業会 (SIA)
台湾半導体産業協会 (TSIA)

本日、欧州半導体産業協会 (EECA-ESIA)、(社) 電子情報技術産業協会 (JEITA)、韓国半導体産業協会 (KSIA)、米国半導体工業会 (SIA) 及び台湾半導体産業協会 (TSIA) は、釜山 (韓国) にて世界半導体会議 (WSC) の第 8 回会合を開催した。本会議は、第 3 回 WSC 会議で承認され、1999 年 6 月 10 日に署名された「新世界半導体会議設立に関する合意」に基づき開催された 5 回目の会合でもある。

WSC は、情報技術製品/サービスの世界市場拡大、公正な競争や技術革新、適切な環境・健康・安全対策の推進を目標に、半導体産業における世界的な関心事項に取り組むことを目的としている。環境・安全・健康対策、知的財産権保護、自由貿易および投資自由化ならびに市場開発等の分野における協力を推進している。WSC の全ての活動は、公正の原則ならびに、WTO ルールおよび WSC 加盟団体を律する法律に整合した市場原理の尊重を指針としている。今回の WSC では、市場は開放的かつ競争的であるべきことを確認した。本会合には、独占禁止法弁護士も出席した。

会議は、三星電子のファン・チャンギョ氏 (KSIA) によって議事が進められ、フィリップス・セミコンダクターズ・インターナショナルのスコット・マクレガー氏 (EECA-ESIA)、NEC エレクトロニクス株式会社の戸坂馨氏 (JEITA)、マイクロテクノロジーのステイブ R. アブルトン氏 (SIA)、TSMC のモーリス・チャン氏 (TSIA) から開会の挨拶があった。

会議には下記事項に関するレポートが提出・検討され、これらに関する活動が承認された。

加盟

WSC は 2004 年 9 月の半導体に関する政府 / 当局会合までに中国半導体行業協会 (CSIA) を参加させたいとの意思を再確認した。WSC は CSIA の参加に当たり、現在未解決の問題を解決するよう政府 / 当局へ要請する。

WSC は CSIA が引き続き WSC への参加の意思を表明していることを歓迎している。

WSC では本件に関して実行された行動の進捗報告を歓迎する。

現在の努力がすべての関係者に受入れ可能であれば、WSC はこのアプローチを理解し支持する。

CSIA の参加申請が提出された場合、WSC は WSC 会議を開催せずに必要な手続きを進め、参加を認める。

中国の GAMS への参加が 2004 年 9 月の半導体に関する政府 / 当局の会合で可能となることが WSC の希望である。

世界的な環境保護を目指した協力体制

WSC は、健全かつ科学的根拠に基づく積極的な環境対策を推進することを明言している。また、半導体産業は、地球環境の保護に多大な貢献をしており、WSC メンバーも地球環境保護の一層の進展に向けて積極的に協力している。

(1) PFC 排出削減

WSC メンバーは、業界全体で積極的に PFC 排出削減計画を打ち出すとともに、引き続き、PFC ガス排出削減に向けた努力を行っている。PFC 排出削減計画では、半導体の生産が増加しているにもかかわらず、WSC のメンバーに対して PFC の排出を 2010 年までに基準年よりも少なくとも 10%削減することを呼びかけている。基準年は、JEITA、EECA-ESIA、SIA が 1995 年、KSIA が 1997 年、TSIA が 1998 年* (1998 年*は、1997 と 1999 年の排出量の平均) となっている。WSC のメンバーは、プログラムの開始以来 PFC 削減目標値以上を達成するために多大なリソースを投じており、各メンバーは引き続き所定の約束を果たしていくことを確約している。

(2) 省エネルギー

WSC は、エネルギー資源の効率的な使用は、半導体製造メーカー及びサプライヤー双方がコスト効率の良い製造を実現していく上で重要な要素であると考えている。そのため、WSC は、省エネルギー問題を重要課題として取り上げ、環境を巡る世界の半導体製造関連業界間の協力推進と情報共有に努めており、この分野における WSC の努力を結実させるデータ収集プログラムの正式承認を進めている。また、エネルギー削減目標の達成において半導体業界の戦略的サプライヤーが重要な役割を果たすことを認識し、エネルギー削減の問題についてサプライヤー側との作業が継続されている。業界内のベストプラクティスを明確にし、共有するための詳細な作業が進行中である。

(3) 化学物質の管理

WSC は、化学物質管理、特に化学物質のリスク評価および汚染防止の分野の仕事を最重要課題として取り上げている。WSC は、業界全体でベストプラクティスを共有するよう積極的に作業を進めている。

(4) 数値目標

WSC は、実現可能な数値目標設定の趣旨を確認し、2004 年 9 月までに実現可能な目標に関する議論を行い、提案するよう ESH タスクフォースに強く要請した。

(5) ESH のその他の問題

世界的に影響がある法規制問題については、EU の化学薬品に対する施策(REACH)及び EU の RoHS (有害物質規制：Restriction on Hazardous Substances) 指令のレビュープロセスがある。WSC は、この分野における世界の最近の推移についてレビューを開始した。

自由で開放された市場

WSC は、「市場が解放されかつ差別がないこと」、および「企業・製品の競争力が産業の成功と国際貿易の主要な決定要因であること」を確保することの重要性を設立以来の原則として再確認する。従って、政府/当局は、知的財産の全面的保護、政府の施策・規制の完全な透明性、全ての市場における外国産品への差別撤廃、技術移転を条件とした投資制限の撤廃を保証すべきである。

先進的かつ経済的な半導体技術の利用により、生産性が向上するとともにデジタル時代の競争に必要なインフラ基盤が整備され、経済発展の推進が促進される。こうした事情を背景に、WTO のドーハ開発アジェンダは、半導体やその他の IT 製品をより入手しやすくし、これらの分野への投資を促進するものでなければならない。また、世界中の消費者が情報技術 (IT)の恩恵を享受できるよう、情報技術協定 (ITA) 未加盟の国々にも加盟を促すべきである。この点について、WSC メンバーは、バーレーンとモロッコが正式に加盟し、加盟国が合計 61 ケ国になったことを歓迎する。

関税分類の改訂に際して、世界の半導体業界が一致協力し、マルチチップ IC を集積回路の一つに分類されるよう取り組み、それが実を結びつつある。これは各極当局の理解と積極的な行動の賜物である。マルチチップ IC が、HS コード分類上だけでなく、関税面でも、従来の集積回路と全く同じ取り扱いになることを強く希望する。また、WSC は、前記のメッセージを政府その他関連当局に明確に伝えることをメンバーに強く促すものである。また、WSC メンバーは、自国政府および関係当局に対し、ITA 協定において、マルチチップ IC と従来の集積回路を同じ扱いにするように働きかける。WSC は、望むべき目標が達成されるまで、このような一致協力した業界の取り組みを今後も継続していくことを期待する。

全ての製品 / サービスに対する内国民待遇

世界貿易機関のルールでは、製品及びサービスに対する内国民待遇の付与を義務付けており、あらゆる企業はこれを基礎として世界の市場で公正かつオープンに競争を行うことができる。内国民待遇を行わないと、市場参入の制限、貿易と投資のパターンの歪曲という影響が生じる。2003 年にニースで開催された WSC 会議において、WSC は、「中国は、輸入半導体を含む半導体に 17%の VAT (増値税) を賦課しているが、所定の国内生産者は支払った VAT から還付金を受けることができ、実質的な税率が 3%に引き下げられている」と指摘した。そして、WSC は中国に対して原産国を問わず全ての半導体に対する VAT を 3%に引き下げよう求め、その提案を 2003 年 11 月に開催された GAMS 会議で提起した。

GAMS はこの要請に応え、多くの GAMS メンバーが中国政府と討議を行った。米国は 2004 年 3 月、この問題を解決するために WTO 提訴に踏み切った。同年 4 月には第 1 回 WTO 協議が開催され、GAMS のメンバー数ヶ国が参加した。

WSC は、VAT に関する WTO 協議の関係当事者に対し、早急に上記の WSC の目的と一致する解決が実現することを要請する。

知的財産の効果的保護

半導体メーカは、売り上げのかなりの割合を研究開発に投資しなければならず、そこから生まれる知的財産(IP)は企業の命である。IP が適切に保護されていないために半導体業界は被害を被っており、最終的に、世界の消費者に役立ってきた技術の進歩が妨げられている。

WSC は全ての政府/当局に対し、その管轄権内において効果的な IP 権利行使措置を実施することを求めるものである。WSC は、TRIPS(知的財産権の貿易側面)協定の対象となる知的所有権の侵害行為に対して効果的措置を講じることができる法律に基づいて IP 違反取締手続きを行うことを WTO 加盟各国に義務付けている TRIPS 協定第 41 条に注目している。WSC は一部諸国における取締は依然として効果がなく、抑止力が欠如していると考えられる。

WSC は効果的 IP 保護の重要性を認識し、世界における IP 保護について詳しく調査し、業界と政府/当局が実施できる IP 保護策について、2005 年の会合で WSC に報告するために IP タスクフォースを設置した。

また、WSC は IC その他半導体の模倣例が増加する一方であることも認識している。模倣が行われると、合法的 IC の本来の設計者に損失が発生するだけでなく、不注意な消費者が信頼のできないパーツを購入することにもなりかねない。そのような模倣の一つの形態は、正当な IP で保護されているチップを無断で直接光学的にコピーし、その光学的コピーをもとにレイアウトデザインを作り込み、このレイアウトデザインを基に半導体を製造するというものである。この形態の模倣は早急に告発され、中止されねばならない。この形態の模倣は発見が難しく、特に廉価な光学的コピー技術が登場したことにより深刻な問題になっている。そこで、WSC は、こうした形態の模倣に対応する多面的取り組みを目指し、添付の「レイアウトデザインの知的財産に関する WSC の方針」を採択した。WSC は、2004 年 9 月にドイツで開催が予定されている GAMS (半導体に関する政府/当局会議)において WSC 提言を各国政府/当局に対する正式な要請として提出する予定である。これらの提言は、業界に対して新たな法的義務を課すものであってはならない。

最後に、技術的發展を促す目的で、WSC は政府/当局に特許のタイムリーで確実な成立を確保するため、それぞれの特許庁の能力、資金を見直すことを求める。

技術規格

WSC は、基準が必要な場合には、可能な限り業界主導、オープンかつ自主的なものとする、そして TBT (貿易の技術的障壁に関する協定)を含む現行の全ての WTO ルールに完全に準拠したものとするを提言する。現行の WTO の TBT ルールに則り、可能な限り国際基準を採用すること、また政府/当局は貿易に大きな影響があると思われる基準を WTO 加盟国に通知することが重要であると WSC は考える。さらに具体的に言えば、基準を義務付ける必要がある例外的な状況においては以下の原則を守らなければならない。

a) 国際貿易に対する不必要な障害は設けないこと。

- b) 規格の実施により知的財産権が侵害されないこと。また、規格への適合条件として技術移転を義務付ける要件を模索または強要しないこと。
- c) 輸入品を差別することによって内国民待遇を損なうような基準を設定しないこと。
- d) 現地調達品の使用、現地パートナーの採用、または技術移転など、達成要件を根拠として市場参入権に負の影響を与える条件を付けないこと。

WSC は、法律の草案を作成し法律を実施する時に上記の原則を守り、他の諸国にもそれに追随するよう引き続き強く求めていくことを GAMS に参加する政府/当局に要請する。

WSC は、中国政府が WAPI 規格の義務化の無期限延期を決めたことを歓迎する。WSC は、国際的に認められた基準が採用されるよう引き続き努力する所存である。

「インターネット社会」の成長を支えるための措置

半導体は情報技術（IT）革命実現の鍵を握る技術であるとともに、インターネット社会が成長・拡大するためには不可欠なキーコンポーネントである。この分野における取引は可能な限りオープンであるべきで、国際的な規則、国内的規制がオープンで競争的な市場を促すものであることは極めて重要なことである。

また、WSC は、2003 年の WSC 会議で採択された「デジタル環境における著作権料賦課の危険」に関するペーパーで述べられている原則の重要性についても再確認するものである。現行の制度では、賦課金は、その用途に関係なく全ての技術に不当かつ無差別に課せられている。また、消費者がアーティストに直接代金を支払い、かつ、賦課金を課することは、デジタルコンテンツを利用し享受するための新方式開発をすすめようとするコンテンツプロバイダーと産業界による共同作業を阻害してしまう。WSC は、政府/当局がデジタル機器及び空のデジタル記録媒体に伴う著作権料徴収の禁止を確約すべきであると考えている。業界による DRM（デジタル著作権管理）整備作業を支援すべきである。

法規制問題

世界各地の市場において半導体等の先端技術製品が様々な規制の対象となる例が増加しつつある。製品に対する規制が必要な場合も、非差別的、かつ科学的な根拠や公開された技術情報に基づくべきもので、市場の効果的作用を害するものであってはならない。規制は、既存の WTO ルールに則りその貿易制限効果を最低限度にとどめるべきである。この観点から、WSC は法規制問題を引き続き検証する。

半導体市場データ分析

WSC では、半導体の市場規模や市場の成長等、半導体の市場動向について検討を行った。半導体業界の長期展望は依然として堅実であり、これからも技術の進歩により世界中の消費者及びビジネスに利益をもたらしていくことだろう。半導体市場は、中国を含むアジア太平洋市場の急速な拡大により、更に成長が促進されると思われる。

将来の半導体技術の開発

生産性の向上は半導体技術の進歩によるところが大きい。これが更に継続されれば今後とも多大な利益をもたらすことになる。2010年までには、メモリーのコストは現在の20分

の1まで削減されるだろう。また、マイクロプロセッサのスピードは10倍となり、インターネットによるストリーミングビデオ、遠隔医療、その他の有意な先端的应用が可能となる。WSCは、これらの発展のためには、投資の拡大と広範な技術が必要であると認識している。これらの課題に適切に取り組むには、国際的な協力と努力が必要である。このため、WSCでは引き続き「半導体技術に関する国際フォーラム（IFST）」と「半導体技術の国際ロードマップ（ITRS）」の活動を支援していく。

ITRSは、新しい素材、新しいリソグラフィ技術、新しいデバイス構造の導入等、このまま技術の進歩を継続するために解決しなければならないいくつかの課題を明白にしている。半導体産業が引き続き成長・発展していくにはこうした課題を解決することが不可欠であること、またさらにリソースが必要であることについてWSCのメンバーの意見は一致している。例えば、WSCに加入している複数の地域で157nm以降のEUVその他の先進リソグラフィ技術の開発プロジェクトが進行中だが、この仕事は膨大な費用がかかるうえに煩雑であるため、単一地域ではできない。WSCは、この基礎技術に関して協力を推進するよう全ての地域の研究者に呼びかけている。

各国政府/当局への報告

本日の会議の結果は、2004年9月にドイツのベルリンで開催が予定されているWSC代表者と各国政府/当局との年次会合に提出される。

WSCが提出するレポートに記載される事項は次のとおりである

- (1) 業界のエキスパートが作成した半導体市場に関する最新レポート
- (2) 市場開放政策、知的財産保護、関税、技術基準、電子商取引の促進、内国民待遇、著作権料の賦課などWTOその他の手段を通じて対応できる通商関連問題に関する提言
- (3) ESHに関する協力活動のレポート及び規則策定に関する提言

次回会合

次回WSC会議は、2005年5月に（社）電子情報技術産業協会（JEITA）の主催によって京都で開催される。

主要な文書とWSCホームページ

添付：IPペーパー

WSC関連の重要文書は全て以下のWSCのウェブサイトに掲載されている。

<http://www.semiconductorcouncil.org>.

WSC参加メンバーの情報については下記ウェブサイトを参照。

- EECA-ESIA : <http://www.eeca.org>
JEITA : <http://www.jeita.or.jp>
KSIA : <http://www.ksia.or.kr>
SIA : <http://www.sia-online.org>
TSIA : <http://www.tsia.org.tw>

以上

第8回世界半導体会議（WSC）出席者

ESIA Delegation

Chairman

Scott McGregor

President & CEO

Philips Semiconductors International

Carlo Bozotti

Vice President , Memory Product Group GM

STMicroelectronics

JEITA Delegation

団長

NEC エレクトロニクス株式会社

代表取締役社長

戸坂 馨

株式会社 ルネサステクノロジ

代表取締役社長 & COO

伊藤 達

株式会社 東芝

執行役上席常務

セミコンダクター社社長

古口 榮男

富士通株式会社

経営執行役常務

電子デバイスビジネスグループ長

小野 敏彦

松下電器産業株式会社

半導体事業本部プロセス開発センター所長

上田 誠二

KSIA Delegation

Chairman

Chang-Gyu Hwang

CEO

Semiconductor Business

Samsung Electronics

Choon-Sik Oh

Executive VP, COO

Hynix Semiconductor

Dae-Gun Yoon

Vice Chairman & CEO

DongbuAnam Semiconductor

Dong Chang

President

KEC Corporation

SIA Delegation

Chairman

Steve R. Appleton

Chairman, President & CEO

Micron Technology, Inc.

Wilfred J. Corrigan

Chairman of the Board & CEO

LSI Logic Corporation

Dennis Packard

Vice President

Sales in APAC

Agere Systems

Ben Anixter

Vice President

External Affairs

Advanced Micro Devices

TSIA Delegation

Chairman

Morris Chang

Chairman

Taiwan Semiconductor Manufacturing Corporation

Frank C. Huang

Chairman

Powerchip Semiconductor Corporation

レイアウトデザイン知的財産に関する WSC 政策

半導体製造者は、生産売上のかなり大きな割合を R&D（研究・開発）に投資しなければならず、従って知的財産（IP）は企業にとっての生命線であり、的確な IP 保護がなされなければ、半導体業界にとってたいへんな損害となる。IP 侵害行為は、特許権、レイアウトデザイン、embedded code の著作権、商標、industrial design rights（工業デザイン権）の侵害など、多岐にわたる。この政策提案では、レイアウトデザインのコピーによる模倣品に焦点を当てている。また、WSC は IP task force を結成し、他の IP 侵害行為を阻止するためのさらなる対策について協議する予定である。

模倣の背景

IC 及びその他の半導体の模倣例は増加する一方である。有効な知的財産によって保護されるチップを直接光学的に不当にコピーし、それをもとに配置設計（米国の法律ではマスク・ワーク、あるいは WIPO IPIC 条約（集積回路についての知的所有権に関する条約、1989 年）の第 2 条では「配置（トポグラフィ）」と定義されている）の複製が行われ、この配置設計を基に半導体が製造されている例がある。このコピーは、複製元の会社やあるいは別会社の名前で販売されている。この模倣タイプは、半導体を光学的にコピーし、そのようなコピーから従来よりも低いコストで配置設計を行う技術が存在するため、迅速に対応して中止しなければならない。

反模倣品対策

WSC では、著作権侵害防止の取り組みに関し、多面的なアプローチが取られるべきであると考えている。

1. WSCメンバーは、知的財産権を尊重する方針を確認した。我々は、各政府 / 当局も本方針を同様に確認することを求める。本方針は新しいものではなく、ブリュッセルやニューポート・ビーチなどで開催された WSC で確認されたものである。今後 WSC や GAMS に新しく加わるすべてのメンバーに対し、特に、参加する以前に本方針を承認することを求める。
2. WSC では、従来よりも低いコストで配置設計をコピーする技術や、コピーした配置設計を利用して半導体を製造する工場が存在することにより、不当な光学コピーや模倣がますます増加する問題だということを認識している。
3. 侵害行為や模倣行為に関する申し立ては、裁判所で裁かれるべきであるものの、政府 / 当局は、それでもなお、重要な役割を果たすことができる。このため、政

府 / 当局に対し、模倣行為を迅速に調査するためのファースト・トラック手順やそれを阻止するための適切で有効な措置を含む模倣行為政策の採用を要請すべきである。WSCに新しく加盟するメンバーのすべての政府 / 当局に、本政策の採用を求めるべきである。

4. すべての政府 / 当局に、本政策の強化に最大限の努力をすることを求める。
5. すべての半導体関連企業が、半導体製品の製造ソースの追跡を容易にする手順を確立できるように、WSCが実行可能な限り早くガイドラインをまとめる。
6. WSCは、半導体生産業界のすべての関係者に、以下の原則を必要に応じて採用するよう働きかけ、また、これらを依頼に応じて入手できるようにする:
 - i. 知的財産権を尊重する;
 - ii. 半導体設計者あるいは設計提供者が、半導体レイアウトデザインの正当な所有権に関する書面による 証明を提供するように、IPレイアウト保護ガイドラインを策定する。これには、レイアウトデザイン提供者が、提供したレイアウトデザインや他の知的財産の合法的な所有者あるいは使用权所有者であることの申告や明示が含まれる。
 - iii. 企業が、デザインが模倣であるという説得力のある証拠を有する場合、企業はその事態を調査し、模倣を阻止する措置を取る。

以 上